

仕 様 書

1 業務名 社会実装に向けた共創促進及び PR 業務

2 履行場所 堺市内 ほか

3 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務目的

堺市は、堺市基本計画 2030 のめざす都市像として「未来を創るイノベティブ都市」を掲げ、中百舌鳥地域をイノベーション創出の拠点として位置付け、様々な取組を進めており、多くのスタートアップ・ベンチャー、中小企業、起業家、学生、地域の担い手などが集い交流し、社会課題の解決やイノベーションの創出に向けて挑戦する取組が増加している。

本業務は、このような地域発の新しいビジネスモデルやイノベーション創出事例、社会課題解決に向けた取組を推進し、多様な関係者や地域を巻き込んだ社会実装をめざすことで、課題の解決と地域の活性化を促進させ、加えて堺市におけるイノベーション創出の機運醸成及び全国における認知度の向上を図ることを目的とする。

5 業務内容

(1) 共創を促すオープンイノベーションイベントの開催

社会課題の解決に取り組む事業者と、地域の担い手や企業のサポーターとなりうる事業者・支援者等を対象に、共創によるイノベーションの創出や社会課題の解決、地域の活性化などを目的としたイベントを開催すること。堺の地域性やイノベーション創出拠点の方向性、地域への実装などを意識し、参加者同士がコミュニケーションを図り、その後の共創に繋がる内容とすること。

○開催時期の目途は令和 8 年 9 月～11 月頃とし、開催時期の決定は発注者と協議のうえ行うこと。

○オフラインで開催し、内容によってオンラインとのハイブリッド開催も考慮すること。

○イベントの参加者は、イベント 1 回につき 30 名程度を目途とすること。またイベントを複数回実施する際は、なるべく参加者が重複しないよう配慮すること。

○社会課題の解決に取り組む事業者にヒアリングを行うなど共創に対するニーズを把握し、ニーズに合致する企業、団体、個人等に対してイベントを周知し参加を促すこと。

○基調講演などの登壇者については受注者で候補者を提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

○周知期間として少なくとも 1 か月を確保するものとし、受注者の HP や SNS、有する広報ツールや人的ネットワーク等を活用し、効果的に広く本イベントの周知を図ること。

○イベントに係るチラシデータを作成すること。チラシデータは A4 サイズ片面構成、データ形式は pdf とする。発注者による内容確認・校正を行った後に、A4 上質紙両面にてカラー印刷し、イベント実施の約 1 か月前までに発注者へ 300 部納品すること。

○参加者募集及び受付は受注者にて行うこととし、オンライン申請にて募集を行うこととし、オンライン申請により募集を行うこと。具体的には、必要な入力項目（氏名、所属、連絡先、参

加目的等)を設定したオンライン申請フォームを作成し、パソコン及びスマートフォンの双方から利用可能な環境を構築すること。また、受付期間中は申込情報を適切に管理し、応募状況を定期的に報告すること。

○会場はさかい新事業創造センター(堺市北区長曾根町130-42)多目的会議室、又は大阪公立大学イノベーションアカデミースマートエネルギー棟(堺市中区学園町1-1)を基本とし、会場の確保は発注者において行うものとする。

他の会場にて開催する場合は発注者と協議のうえ決定する。

○プロジェクター、スクリーン、机、椅子などは会場備品を利用し、その他配信用機材などは発注者にて用意すること。

○イベントにおける司会・ファシリテーションなど総合的な進行を行うこと。

○イベント終了後、参加者に対してアンケートを実施すること。アンケートの内容は発注者が提示する。

○アンケートの実施方法は入力フォームへの回答入力など原則オンラインによるものとするが、参加者の状況に応じて、回答用紙への記入等の手法にも対応すること。

○アンケートの回答をとりまとめてExcelファイルで発注者へ提出すること。

○開催後にイベント内容を記事化しWEB等で公開すること。またアーカイブとして残すこと。作成した記事は電子データとして発注者へ納品すること。

(2) 共創の取組における社会実装に向けたフォローアップ

(1)のイベントを通じて、社会課題の解決に取り組む事業者と地域の持続的な連携体制の構築や社会実装による社会的インパクトの創出をめざし、イベント開催後におけるマッチングから共創に至るまでのプロセスを包括的に支援すること。

○共創の取組における関係者(以下、「関係者」という。)に対してヒアリングなどを実施し、その後のフォローや状況確認を行うこと。

○必要に応じて、関係者を交えた打合せの場を設定し情報共有を図ること。

○確認した状況等の内容を適宜報告し、加えて報告書を作成し提出すること。

○状況に応じて他地域における共創事例の紹介を行うなど、社会実装に向けたロードマップ作製に向けたアドバイス等を行うこと。

(3) PR(パブリック・リレーションズ)業務

堺市におけるイノベーション創出の機運を醸成し、全国における認知度を向上させるため、イノベーション創出事例や社会課題解決に向けた取組などを取り上げ、ウェブサイト、SNS等を幅広く活用して情報発信を行うほか、各種メディアへのPR活動を行うこと。また、各種発信はアーカイブとして残すなど、多くの方に届くよう工夫をすること。

6 成果物について

業務の実施内容や成果、本業務の検証内容(情報発信に関する分析を含む)などを実施過程も含めて報告書としてとりまとめ、業務完了後速やかに提出すること。

・報告書(電子データ・PDF形式) 1式

7 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者との協議して定めること。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。